

第7章 今後の取組みの方向性

7-1 継続的改善の着実な実施

本基本構想が一過性の取組みで終わることがないように、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を図っていく等、継続的な改善の取組みを行うことが重要となります。

第4章の基本理念に定めたように、ハード面とソフト面の取組みをバランスよく推進するためには、今後も高齢者、障害者等を含む市民の参画のもと、公共交通管理者、道路管理者、建築物管理者、公安委員会、商業団体、関係行政機関等多くの関係者で構成する連携組織を継続的に機能させる必要があります。

継続的改善の仕組みとして、高齢者、障害者等を含む市民との協働によりバリアフリー化を推進するために、「高槻市バリアフリー基本構想継続協議会」を設置します。

なお、個別の検討課題への対応としては、現況の問題や課題、関係すべき主体、実施に向けての熟度や今後の方向性等を見極めたうえで、その進め方を検討する必要があります。

継続的な協議機関との関係は、図7-1のようなイメージとなります。

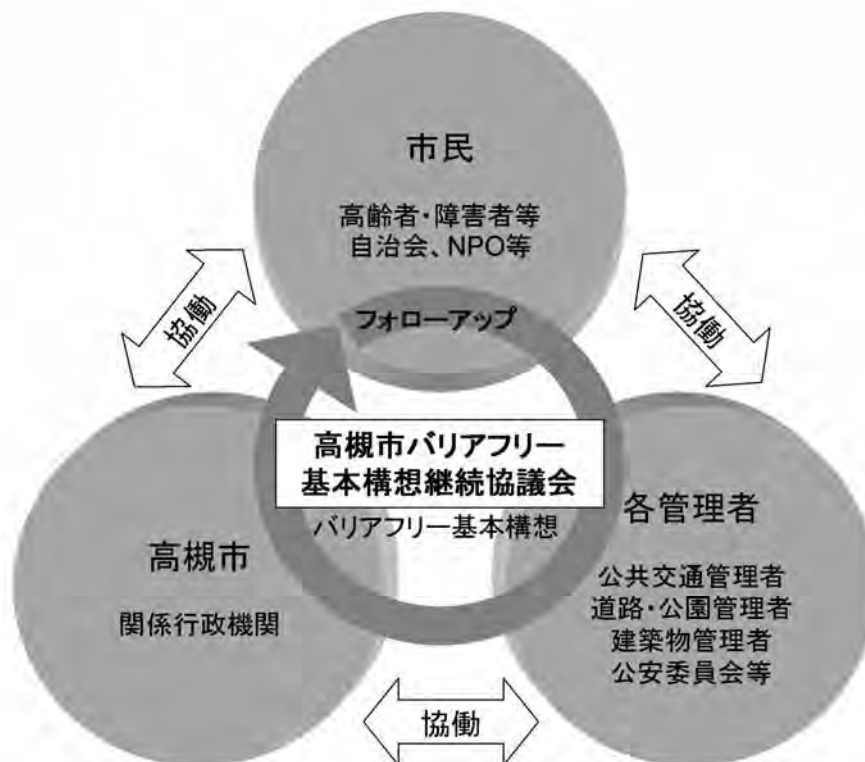


図7-1 継続的改善の仕組み（イメージ）

7 - 2 市全体でのバリアフリー化の推進

本基本構想は、優先的にバリアフリー化を図る重点整備地区を中心として策定されますが、重点整備地区の拡充や追加を行い、最終目標は高槻市のまち全体のバリアフリー化にあります。

本基本構想で示したまちのバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへ展開していくことも重要です。高槻市総合計画や都市計画マスタープラン等も含め、幅広い発想をもって、将来のまちづくりを推進していくことが求められます。また、市の交通体系全体の中で道路のネットワークや各種交通サービスのあり方について検討していくことも大切です。

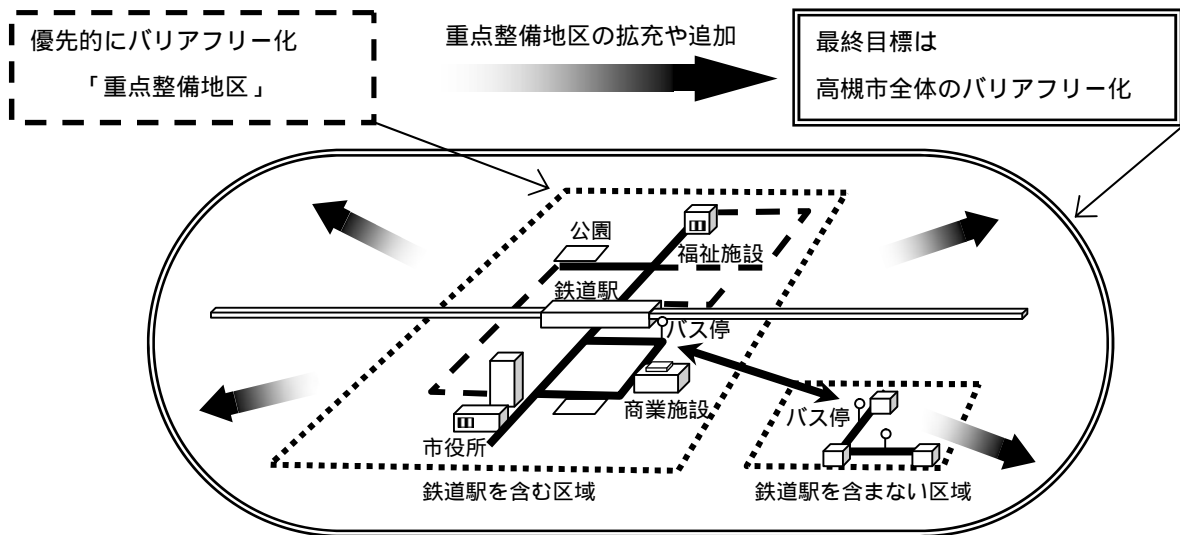


図7 - 2 バリアフリーのまちづくりの目標

7 - 3 各施設との連携強化によるバリアフリー化の促進

旅客施設、歩行空間、建築物、公園等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進するためには、福まち条例との連携強化による、各施設に対する行政指導が適切に行われなければなりません。各施設のバリアフリー化と共に、周辺歩行空間との連続的な経路を確保することが必要です。

7 - 4 交通基本法(案)の理念を踏まえた円滑な移動の確保

現在、わが国では交通基本法制定に向けた審議が進められています。交通基本法では、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携等による施策の推進、交通の安全確保といった交通に関する基本理念を定めています。そのため、この理念を踏まえた円滑な移動の確保や施策の推進が求められています。

7 - 5 災害時におけるバリアフリー

平成 23 年 3 月 11 日におきた未曾有の災害である東日本大震災において、災害からの避難や避難所での生活等が、特に高齢者、障害者等に大きな問題となることが明らかとなっています。バリアフリー新法は、日常時におけるバリアフリー化を目的として定められていることから、本基本構想では、災害時におけるバリアフリーについては定めておりません。これについては今後の課題ですが、本基本構想で定める施設のハード整備や、心のバリアフリー等のソフト整備を推進し、日常時のバリアフリー化が進展することが、災害時におけるバリアフリーにも繋がります。

最後に、本基本構想の基本理念と方向性をしっかりと認識し、誰もが高い志を持つことが、今後のまちづくりを推進させることに繋がります。また、このような理念や方向性を踏まえ、これからの高槻を担う次世代に対して、胸を張って誇れるまちづくりを市民・事業者・行政が協働して推進していくことが重要であると考えます。